

サングラスの着用について

当消防本部では緊急自動車運転時の交通事故防止及び安全衛生管理（良好な視界の確保）を目的に、令和7年3月1日から、以下の条件時にサングラスを着用する場合があります。

皆様の御理解をよろしくお願いします。

○ 着用条件

- (1) 緊急自動車を運転（隊長席の安全管理者を含む）する場合で、朝夕の直射日光等によって信号機そのほか道路状況の確認が困難となる恐れがある場合。
- (2) ドローン、はしご車、クレーン操作など上方を注視する場合で、強い日差しによって安全な活動に支障をきたす恐れがある場合。
- (3) 山岳救助活動（訓練を含む）を行う場合で、太陽光が雪に反射するなどし、救助活動に支障をきたす恐れがある場合。また、太陽光により上空のヘリコプターが確認できない場合。
- (4) 水難救助活動（訓練を含む）を行う場合で、太陽光が水面に反射するなどし、水面や水中の確認が困難な場合、そのほか救助活動に支障をきたす恐れがある場合。
- (5) 災害活動を行う場合で、所属長、現場最高責任者がサングラスを着用することが適当であると判断した場合。
- (6) 上記条件で着用できるサングラスは、警防課長が認めたもののみとする。

○ 問い合わせ先：055-272-7612（消防本部警防課）